

関稅定率法等の一部を改正する法律（案） 新旧対照条文目次

○ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）	1
○ 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条關係）	7
○ 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第三条關係）	11
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号）（附則第四条關係）	18
○ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）（附則第五条關係）	19
○ 消費稅法（昭和六十三年法律第八号）（附則第五条關係）	20

改 正 案

現 行

<p>（少額輸入貨物に対する簡易税率）</p> <p>第三条の三 第三条（課税標準及び税率）の場合において、次条から第四条の九までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物（以下「従量税品」という。）にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号、第十一条並びに第十四条第十八号において同じ。）の合計額が十万円以下の輸入貨物（本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。）に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者（当該輸入貨物が郵便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人）が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。</p> <p>2 （省 略）</p> <p>（課税価格の決定の原則）</p> <p>第四条 輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。）がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売</p>	<p>（少額輸入貨物に対する簡易税率）</p> <p>第三条の三 第三条の場合において、次条から第四条の八までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物（以下「従量税品」という。）にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号、第十一条並びに第十四条第十八号において同じ。）の合計額が十万円以下の輸入貨物（本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。）に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者（当該輸入貨物が郵便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人）が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。</p> <p>2 同 上</p> <p>（課税価格の決定の原則）</p> <p>第四条 輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた時に買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の</p>
--	--

手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課を除くものとする。）に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格（以下「取引価格」という。）とする。

一（省 略）

二 当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの

イ 仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）

ロ及びハ（省 略）

三（省 略）

四 当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの（当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）

で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの

五（省 略）

2 輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、次条から第四条の四までに定めるところによる。ただし、第四号に該当する場合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物（当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。）に係る前項又は第四条の三（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）の規定により計算された課税価格（当該輸入貨物との間の取引段階、取

課徴金を除くものとする。）に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格（以下「取引価格」という。）とする。

一 同上

二 同上

イ 仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）

ロ及びハ 同上

三 同上

四 当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの（当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）

で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により直接又は間接に支払われるもの

五 同上

2 輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、次条から第四条の四までに定めるところによる。ただし、第四号に該当する場合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物（当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。）に係る前項又は第四条の三の規定により計算された課税価格（当該輸入貨物との間の取引段階、取引数量又は同項各号に掲げる運賃等の差異その他政令で

引数量又は同項各号に掲げる運賃等の差異その他政令で定める費用の差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行った後の価格とし、同項の規定により計算された課税価格にあつては、第四号に規定する特殊関係のない売手と買手との間で輸入取引がされた当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課税価格に限る。）と同一の額又は近似する額であることを、当該輸入貨物を輸入しようとする者が、政令で定めるところにより、証明した場合を除く。

一〇三 (省 略)

四 売手と買手との間に特殊関係（一方の者と他方の者とその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつていることその他政令で定める一方の者と他方の者との間の特殊な関係をいう。以下この号及び第四条の三第一項において同じ。）がある場合において、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められること。

3

本邦にある者（以下この項において「委託者」という。）から委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（以下この項において「加工等」という。）をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号イ中「手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」とあるのは、「手数料」とする。

定める費用の差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行った後の価格とし、同項の規定により計算された課税価格にあつては、第四号に規定する特殊関係のない売手と買手との間で輸入取引がされた当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課税価格に限る。）と同一の額又は近似する額であることを、当該輸入貨物を輸入しようとする者が、政令で定めるところにより、証明した場合を除く。

一〇三 同 上

四 売手と買手との間に特殊関係（売手と買手とが行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつていることその他政令で定める売手と買手との間の特殊な関係をいう。以下この号及び第四条の三第一項において同じ。）がある場合において、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められること。

(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)

第四条の三 前二条の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の国内販売価格(関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた当該輸入貨物の国内販売価格を含む。以下この項において同じ。)又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物(当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。)に係る国内販売価格があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、次の各号に掲げる国内販売価格の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。ただし、第二号の規定の適用については、第一号の規定を適用することができない場合で、かつ、当該輸入貨物を輸入しようとする者が第二号の規定の適用を希望する旨を税関長に申し出た場合に限るものとする。

一 その輸入申告の時(関税法第四条第一項各号(課税物件の確定の時期)に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。以下この号及び次号において「課税物件確定の時」という。)における性質及び形状により、当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格 当該国内販売価格から次に掲げる手数料等の額を控除して得られる価格

イ及びロ (省 略)

ハ 当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る本邦において課された関税その他の公課

二 (省 略)

2 前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の製造原価を確認することができ

(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)

第四条の三 前二条の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の国内販売価格(関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた当該輸入貨物の国内販売価格を含む。以下この項において同じ。)又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物(当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。)に係る国内販売価格があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、次の各号に掲げる国内販売価格の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。ただし、第二号の規定の適用については、第一号の規定を適用することができない場合で、かつ、当該輸入貨物を輸入しようとする者が第二号の規定の適用を要請する場合に限るものとする。

一 その輸入申告の時(関税法第四条第一項各号(課税物件の確定の時期の特例)に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。以下この号及び次号において「課税物件確定の時」という。)における性質及び形状により、当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格 当該国内販売価格から次に掲げる手数料等の額を控除して得られる価格

イ及びロ 同 上

ハ 当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る本邦において課された関税その他の課徴金

二 同 上

2 前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の製造原価を確認することができ

るとき（当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。次項において同じ。）は、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格とする。

3 当該輸入貨物の製造原価を確認することができる場合において、当該輸入貨物を輸入しようとする者が希望する旨を税関長に申し出たときは、第一項の規定に先立つて前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算するものとする。

（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）

第四条の五 第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告の時（関税法第四条第一項第二号から第八号まで（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。第十条第一項ただし書において「輸入申告等の時」という。）までに当該輸入貨物に変質又は損傷があつたと認められるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該変質又は損傷がなかつたものとした場合に計算される課税価格からその変質又は損傷があつたことによる減価に相当する額を控除して得られる価格とする。

（課税価格の計算に用いる資料等）

第四条の八 第四条から前条までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項は、合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つて算定された

るときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格とする。

3 当該輸入貨物の製造原価を確認することができる場合において、当該輸入貨物を輸入しようとする者が要請するときは、第一項の規定に先立つて前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算するものとする。

（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）

第四条の五 第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、その輸入取引の条件からみて輸入申告の時（関税法第四条第一項第二号から第八号まで（課税物件の確定の時期の特例）に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。第十条第一項ただし書において「輸入申告等の時」という。）までに輸入貨物に変質又は損傷があつたと認められるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該変質又は損傷がなかつたものとした場合に計算される課税価格からその変質又は損傷があつたことによる減価に相当する額を控除して得られる価格とする。

ものでなければならぬ。

(政令への委任)

第四条の九 (省 略)

(生活関連物資の減税又は免税)

第十二条 輸入される米、もみ、大麦又は小麦について次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

一 輸入されるこれらの貨物の第四条から第九までに規定する課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。

二 (省 略)

2及び3 (省 略)

別表 関税率表(第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十條の二関係)

関税率表の解釈に関する通則

備考

1及び2 (省 略)

3 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第四条から第九條の九までの規定に準じて算出した価格とする。

4及び5 (省 略)

(政令への委任)

第四条の八 同 上

(生活関連物資の減税又は免税)

第十二条 輸入される米、もみ、大麦又は小麦について次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

一 輸入されるこれらの貨物の第四条から第八までに規定する課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。

二 同 上

2及び3 同 上

別表 関税率表(第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十條の二関係)

関税率表の解釈に関する通則

備考

1及び2 同 上

3 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第四条から第八條の八までの規定に準じて算出した価格とする。

4及び5 同 上

改 正 案	現 行
<p>（更正、決定等の期間制限） 第十四条（省略） 2及び3（省略）</p>	<p>（更正、決定等の期間制限） 第十四条 同 上 2及び3 同 上</p>
<p>4 更正の請求をすることができる期限について第二条の二において準用する国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定又は第二条の三（災害による期限の延長）の規定の適用がある場合において、これらの規定により更正の請求をすることができることとされる期間にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、前三項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ</p> <p>5 （省略）</p>	<p>4 同 上</p> <p>（徴収権の消滅時効） 第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等（前条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。</p>
<p>（徴収権の消滅時効） 第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等（前条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。</p> <p>2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同</p>	<p>（徴収権の消滅時効） 第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等（前条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。</p> <p>2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同</p>

条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「加重算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の加重算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「加重算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は加重算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあ

条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「加重算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の加重算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「加重算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は加重算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関

るのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 (省 略)

附 則

1 及び 2 (省 略)

3 第十二条第一項(延滞税) (とん税法第十条第一項(特別とん税法第六条において準用する場合を含む。)) 及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項(利子税の割合の特例)に規定する特例基準割合をいう。以下この項及び次項において同じ。) が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

4 第十三条第二項(還付及び充当) に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、同項(関税法第七条第三十二項及び第八条第三十五項において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

5 (省 略)

税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 同 上

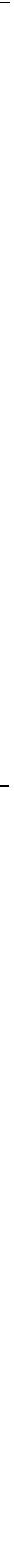
附 則

1 及び 2 同 上

3 第十二条第一項(延滞税) に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合は、同項(とん税法第十条第一項(関税法等の準用)) (特別とん税法第六条(とん税法の規定の準用)において準用する場合を含む。)) 及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条(関税法の準用)において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号(権限)の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。) が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

4 第十三条第二項(還付加算金) に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、同項(関税法第七条第三十二項(関税法の準用)及び第八条第三十五項(関税法の準用)において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

5 同 上



改 正 案

現 行

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十五年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低

いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。）以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 7 (省 略)

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成二十五年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十五年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という

いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。）以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 7 同 上

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2 及び 3 同 上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という

。又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十五年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十五年）度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量として

。又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十四年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十四年）度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量として

あらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3（省 略）

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十五年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「

あらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 同上

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「

同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 (省 略)

2 平成七年度から平成二十五年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 3 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十五年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同 上

2 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 3 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	関税率法	品名		税率					
		品	名	平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
(省略)				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

(省略)	項名	品目	基準輸入価格					
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
(省略)			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

(省略)	項名	品目	税率					
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
(省略)			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	関税率法	品名		税率					
		品	名	平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
同上				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
				平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

同上	項名	品目	基準輸入価格					
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
同上			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

同上	項名	品目	税率					
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
同上			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五
			平成一〇年	平成一一	平成一二	平成一三	平成一四	平成一五

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

(省略)	別表の番号	関税定率法		
	品名			
	れるもの	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	税率
	でに輸入さ	平成八年三月三十一日ま	平成九年三月三十一日ま	
	れるもの	平成九年三月三十一日ま	平成一〇年三月三十一日ま	
	でに輸入さ	平成一〇年三月三十一日ま	平成一一年三月三十一日ま	
	されるもの	平成一一年三月三十一日ま	平成一二年三月三十一日ま	
の	平成一二年三月三十一日ま	平成一三年三月三十一日ま		
の	平成一三年三月三十一日ま	平成一四年三月三十一日ま		
同上	別表の番号	関税定率法		
	品名			
	れるもの	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	税率
	でに輸入さ	平成八年三月三十一日ま	平成九年三月三十一日ま	
	れるもの	平成九年三月三十一日ま	平成一〇年三月三十一日ま	
	でに輸入さ	平成一〇年三月三十一日ま	平成一一年三月三十一日ま	
	されるもの	平成一一年三月三十一日ま	平成一二年三月三十一日ま	
の	平成一二年三月三十一日ま	平成一三年三月三十一日ま		
の	平成一三年三月三十一日ま	平成一四年三月三十一日ま		

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税価格）</p> <p>第十二条の二 前条第一項の場合において、譲受けに係る物品が価格を課税標準として関税を課する物品であるときは、その課税価格は、同項の規定により適用することとされる関稅定率法第四条から第四条の九までの規定にかかわらず、関稅法第四条の規定による課税物件確定の時に於ける当該物品と同種又は類似の物品の本邦における通常の取引価格から関税その他の公課及び通常の取引の費用（通常の利潤を含む。）を控除した額に当該物品の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案し合理的に必要と認められる調整を加えた額とする。</p> <p>2 前項の規定による課税価格は、関稅法、関稅定率法その他の法令の規定の適用については、関稅定率法第四条から第四条の九までの規定による課税価格とみなす。</p>	<p>（課税価格）</p> <p>第十二条の二 前条第一項の場合において、譲受けに係る物品が価格を課税標準として関税を課する物品であるときは、その課税価格は、同項の規定により適用することとされる関稅定率法第四条から第四条の八までの規定にかかわらず、関稅法第四条の規定による課税物件確定の時に於ける当該物品と同種又は類似の物品の本邦における通常の取引価格から関税その他の課徵金及び通常の取引の費用（通常の利潤を含む。）を控除した額に当該物品の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案し合理的に必要と認められる調整を加えた額とする。</p> <p>2 前項の規定による課税価格は、関稅法、関稅定率法その他の法令の規定の適用については、関稅定率法第四条から第四条の八までの規定による課税価格とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>第三十四条 財務大臣は、前条第一項又は第二項の小売定価の認可の申請があつた場合には、次の各号の一に該当するときを除き、同条第一項又は第二項の認可をしなければならない。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 当該申請に係る小売定価が、会社にあつては第九条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する最高販売価格、特定販売業者にあつてはその輸入価格（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九までの規定により計算される価格をいう。）に照らして不当に低いと認めるとき。</p> <p>2 （省 略）</p>	<p>第三十四条 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 当該申請に係る小売定価が、会社にあつては第九条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する最高販売価格、特定販売業者にあつてはその輸入価格（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八までの規定により計算される価格をいう。）に照らして不当に低いと認めるとき。</p> <p>2 同上</p>

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八八号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税標準） 第二十八条（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九まで（課税價格の計算方法）の規定に準じて算出した價格に当該課税貨物の保稅地域からの引取りに係る消費税以外の消費税等（国税通則法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。）の額（附帯税の額に相当する額を除く。）及び關稅の額（關稅法第二条第一項第四号の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。</p> <p>4（省 略）</p>	<p>（課税標準） 第二十八条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八まで（課税價格の計算方法）の規定に準じて算出した價格に当該課税貨物の保稅地域からの引取りに係る消費税以外の消費税等（国税通則法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。）の額（附帯税の額に相当する額を除く。）及び關稅の額（關稅法第二条第一項第四号の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。</p> <p>4 同 上</p>